



島根県報

平成23年10月25日（火）

号外 第 182 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 6

告 示

島根県告示第696号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年10月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	印賀奥出雲線	仁多郡奥出雲町竹崎226番14地先から同189番10地先まで	前	メートル 3.50～16.60	メートル 592.00	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	9.30～32.20	592.00		
"	奥出雲高野線	仁多郡奥出雲町小馬木1838番1地先から同2658番1地先まで	前	3.20～9.70	364.00	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	4.50～24.10	364.00		
"	日貫川本線	邑智郡邑南町日貫1133番地先から同3850番1地先まで	前	5.00～17.50	166.80	県央県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	10.20～38.00	166.80		
"	田儀山中大田線	大田市富山町神原字宮ノ前187番3地先から同194番1地先まで	前	3.60～19.20	250.00	県央県土整備事務所大田事業所	道路改良工事 拡幅
			後	11.90～21.10	250.00		
"	波佐匹見線	益田市匹見町匹見イ1458番1地先から同1455番1地先まで	前	12.50～58.30	23.90	益田県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	14.30～62.50	23.90		
"	鹿野吉賀線	鹿足郡吉賀町蓼野1963番40地先から同番30地先まで	前	5.00～7.00	53.00	益田県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	6.00～20.00	53.00		

"	"	鹿足郡吉賀町蓼野1963番30地先から同1493番5地先まで	前 A	4.40～ 5.60	145.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ	
			後	A	4.40～ 5.60		145.00
				B	13.70～ 47.00		166.00
"	"	鹿足郡吉賀町蓼野1493番5地先から同番地先まで	前	5.90	13.00	道路改良工事 拡幅	
			後	16.20～ 19.50	13.00		
"	"	鹿足郡吉賀町蓼野1215番3地先から同番地先まで	前	5.00～ 5.20	11.00	道路改良工事 拡幅	
			後	8.00～ 11.00	11.00		
"	"	鹿足郡吉賀町蓼野1215番3地先から同番4地先まで	前 A	5.00～ 6.00	84.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ	
			後	A	5.00～ 6.00		84.00
				B	10.50～ 13.00		79.00
"	"	鹿足郡吉賀町蓼野1215番4地先から同1212番5地先まで	前	5.80～ 9.00	28.00	道路改良工事 拡幅	
			後	13.00～ 17.00	27.70		
"	"	鹿足郡吉賀町蓼野1212番5地先から同1208番4地先まで	前	6.50～ 7.20	16.00	道路改良工事 拡幅	
			後	16.10～ 18.00	16.00		
"	"	鹿足郡吉賀町蓼野1208番4地先から同1206番3地先まで	前	4.00～ 9.00	90.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所 道路改良工事	

			後	11.00～ 14.00	83.00	拡幅	
"	"	鹿足郡吉賀町蓼野1206 番3地先から同1199番 3地先まで	前	5.00～ 11.00	50.00	道路改良工事 拡幅	
			後	11.00～ 20.00	45.00		
"	"	鹿足郡吉賀町蓼野1151 番5地先から同1537番 9地先まで	前	4.00～ 8.80	79.00	道路改良工事 拡幅	
			後	11.00～ 17.00	79.00		
"	"	鹿足郡吉賀町蓼野1537 番9地先から同1543番 33地先まで	前 A	5.00～ 12.00	260.00	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 ダブルウェイ	
			後	A	5.00～ 12.00		260.00
				B	11.80～ 13.00		201.00
"	"	鹿足郡吉賀町蓼野1125 番4地先から同番地先 まで	前	5.00	19.00	道路改良工事 拡幅	
			後	10.40～ 11.10	17.00		
"	"	鹿足郡吉賀町蓼野1125 番4地先から同1547番 4地先まで	前 A	4.50～ 8.50	92.00	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 ダブルウェイ	
			後	A	4.50～ 8.50		92.00
				B	8.00～ 13.80		93.00
"	"	鹿足郡吉賀町蓼野1547 番4地先から同1120番 11地先まで	前	4.20～ 5.50	155.00	道路改良工事 拡幅	
			後	9.00～ 21.00	142.00		

"	"	鹿足郡吉賀町蓼野1120番11地先から同番2地先まで	前	3.50～ 4.00	41.00	道路改良工事 拡幅
			後	8.50～ 16.60	46.00	

島根県告示第697号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年10月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	大田桜江線	邑智郡川本町大字南佐木225番1地先から同226番1地先まで	メートル 62.20	平成23年 10月25日	県央県土整備 事務所	
〃	美都澄川線	益田市匹見町澄川イ2045番地先から同イ2053番1地先まで	63.00	平成23年 10月25日	益田県土整備 事務所	